

鳥取県告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

コンビニエンスストアの店舗において納付された県税及びクレジットカードによって納付された県税の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部税務課

税務専門員兼課長補佐 谷長 正彦

3 委任期間

平成24年4月2日から平成25年3月31日まで